

愛知県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の
制定について

このことについて、愛知県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則を制定したいので、別添案を添えて請議します。

令和2年7月8日提出

教育長 長谷川 洋

説 明

この案を提出するのは、愛知県立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置を定める必要があるからである。

愛知県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の概要

1 概要

愛知県立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置について、必要な事項を定める。

2 理由

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正（令和元年12月11日公布、令和2年4月1日施行）に伴い、同法第7条第1項に基づき、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（令和2年文部科学省告示第1号）が定められた。

同指針第5(4)の趣旨に基づき、義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正（令和2年7月7日公布、令和3年4月1日施行）により、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置については、教育職員のサービスを監督する教育委員会が定めるところにより行う旨を定めることとした。

また、同指針第4(1)においては、「本指針を参考にしながら、その所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針を教育委員会規則等において定めること」と定められた。

以上により、愛知県立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針その他業務量の適切な管理等を図るための措置について、教育委員会規則で定める必要があるため。

3 内容

愛知県立学校の教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間の上限を定める。

4 施行日

令和3年4月1日

愛知県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

愛知県教育委員会教育長 長谷川 洋

愛知県教育委員会規則第 号

愛知県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和四十六年愛知県条例第五十五号)第七条の規定に基づき、愛知県教育委員会(以下「教育委員会」という。)の所管に属する学校(以下「県立学校」という。)の教育職員(同条例第二条第二項に規定する教育職員をいう。以下同じ。)が正規の勤務時間(職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(昭和四十二年愛知県条例第四号。以下「勤務時間条例」という。))第三条に規定する勤務時間をいう。以下同じ。)及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他県立学校の教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置に関し必要な事項を定めるものとする。

(教育職員の業務量の適切な管理)

第二条 教育委員会は、県立学校の教育職員が業務を行う時間(公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針(令和二年文科科学省告示第一号)第三(1)に規定する在職等時間をいう。以下同じ。)から所定の勤務時間(勤務時間条例第八条第三項に規定する日における正規の勤務時間(同条例第二項の規定により勤務することを命ぜられた時間を除き、同項の規定により勤務させないこととした他の日における時間を含む。))以外の正規の勤務時間をいう。以下同じ。)を除いた時間を次に掲げる時間の範囲内とするため、県立学校の教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。

一 一箇月について四十五時間

二 一年について三百六十時間

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、県立学校の教育職員が児童、生徒又は幼児に係る通常予見することのできない業務の量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間以外の時間に業務を行わざるを得ない場合には、県立学校の教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次に掲げる時間及び月数の範囲内とするため、県立学校の教育職員の業務の量の適切な管理を行うものとする。

一 一箇月について百時間未満

二 一年について七百二十時間

三 一箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の一箇月、二箇月、三箇月、四箇月及び五箇月の期間を加えたそれぞれの期間において一箇月当たりの平均時間について八十時間

四 一年のうち一箇月において所定の勤務時間以外の時間において四十五時間を超えて業務を行う月数について六箇月

(雑則)

第三条 この規則に定めるもののほか、県立学校の教育職員の業務の量の適切な管理その他県立学校の教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置に関し必要な事項については、教育委員会が定める。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。